

ASIAGAP 審査員登録要件に関する補足事項

ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3 の 11.1.1 審査員の種類、11.1.3 審査員の登録要件および 11.1.7 上級審査員、審査員、審査員補の拡大について、補足事項を下記に示します。

記

1. 11.1.1 について

審査員が審査をできる範囲は、農産物の分類（青果物・茶・穀物）と栽培・収穫工程・農産物取扱い工程を組合せた登録による。

表 審査登録の範囲

		農産物の分類		BI		BII
		青果物	茶	穀物		
BI または BII	生産工程					
	栽培工程	栽培	栽培	栽培		栽培
	収穫工程	収穫	摘採	収穫		収穫
BIII	農産物取扱い工程	取扱い	取扱い	取扱い		取扱い

2. 11.1.3(2) について

(1) 青果物の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査のみ 3 件以上の立会評価を受け良好と認められた場合、青果物の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。

同様に、茶または穀物の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査 3 件以上の立会評価を受け良好と認められた場合、茶の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査員または穀物の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。

- (2) 青果物の栽培・収穫工程（BI）＋農産物取扱い工程（BIII）または茶の栽培・収穫工程（BI）＋農産物取扱い工程（BIII）の審査を組み合わせ、3件以上の立会評価を受け良好と認められた場合、青果物の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程ならびに茶の栽培・収穫工程＋農産物取扱い工程の審査員として登録することができる。
- (3) 農産物取扱い工程（BIII）のない農場のみの3件以上の審査立会評価では、農産物取扱い工程（BIII）の登録をすることはできない。

3. 11.1.7(1)について

上級審査員および審査員が新たな農産物の分類（青果物、茶または穀物）の審査員登録の追加を希望する場合、拡大登録を希望する者は次の(1)および(2)を満たさなければならない。

- (1) 新たな分類に登録するための認証機関による教育・訓練プログラムの受講とその記録の提出。
- (2) 新たな分類での最低1回の審査の立会評価および良好な評価を受けた記録の日本GAP協会への提出。

以上